足利市介護予防・生活支援サービス事業 (スポーツ施設等利用型通 所サービス) 実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、足利市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下「総合事業実施要綱」という。)第3条第1項第1号イに規定する第1号通所事業(以下「通所型サービス」という。)のうち、スポーツ施設等で運動機能の向上を図ることにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするサービス(「スポーツ施設等利用型通所サービス」という。)に係る事業(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、要支援者、事業対象者及び第2号被保険者の資格を喪失している40歳以上65歳未満の要支援状態に相当する要保護者であって、足利市福祉事務所長が生活保護の介護扶助の支給を決定した者(以下「みなし2号対象者」という。)で、運動機能の向上を図ることにより生活機能向上が見込まれる者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき決定する。

(事業の内容)

- 第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき 必要と認められたものとする。
 - (1) サービス提供の準備に関すること
 - ア サービス提供に係る契約、サービス内容の説明等
 - イ サービス担当者会議への参加
 - ウ 個別サービス計画の作成、本人及び介護支援専門員に対する計画の交付
 - (2) 利用者の送迎
 - (3) 個別又は集団指導による運動プログラム及び介護予防全般の学習の実施
 - ア 運動プログラムは1時間30分程度、介護予防全般の学習は30分程度実施する。
 - イ 運動プログラムは、第5条第1項第1号アに定める者により作成された個別プログラムにより実施し、同号アに定める者により3か月ごとに評価を行う。
 - (4) 実施記録の作成、利用料の徴収及び領収書の発行、委託料の請求
 - (5) 介護支援専門員への報告・連絡・相談

(事業の実施)

第4条 市長は、事業の実施にあたり、この要綱に定める基準を満たし事業が円滑かつ適正に運営できると判断したスポーツ施設、接骨院、通所リハビリテーション事業所(以下「受託法人等」という。)に対し、事業を委託する。

(人員の基準)

- 第5条 受託法人等は、事業の実施あたり、次の各号に定める従事者等を配置しなければならない。
- (1) 従事者 次のアまたはイに定める者であって、参加者の安全に配慮できる人数を配置することとし、利用者が10人以下の場合2名以上配置する。また利用者が10人を超える場合は従事者を1名加え、利用者が10人増える毎に従事者をさらに1名を加え配置する。ただし、従事者のうち最低2名は次のアまたはイに定める者とし、他の従事者は当該事業の利用終了者をボランティアとして従事させることができる。
- ア 理学療法士、作業療法士、医師、看護師、健康運動指導士、柔道整復師
- イ 健康運動実践指導者、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、経験の ある介護職員、高齢者の運動指導経験があるスポーツプログラマー等の有資格 者
- (2) 管理者 受託法人等の職員とし、支障がない場合、他の職務及び1キロを超えない同法人内の職務に従事することができる。

(設備の基準)

- 第6条 受託法人等は、事業実施のために、利用者全員が腕をあげて体操を行ってもぶつからない程度で、かつ歩行速度を測定するための8mの歩行路が確保できる広さを有する部屋を事業所に設けるほか、事業の実施に必要な設備・備品等を備えなければならない。
- 2 当該受託法人等が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) に規定する指定通所リハビリテーション事業所と同一の事業所において一体的 に運営されている場合には、指定通所リハビリテーション事業所の設備基準を 満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとする。

(利用回数、利用時間及び他のサービスとの併用)

- 第7条 利用者に対する事業の実施回数は週1回とし、1回に係る実施時間は2時間程度とする。
- 2 事業の利用者は、当該事業を利用している間は、介護予防通所リハビリテーション及び通所型サービスのうち住民主体により実施されるサービス以外のサービスを利用することができない。

- 3 事業を実施するスポーツ施設の会員は、当該スポーツ施設において事業を利 用することができない。
- 4 事業を実施する接骨院の利用者は、緊急時を除き、当該事業を利用した日に 当該接骨院で施療を受けることができない。

(事業に要する費用)

- 第8条 事業に要する費用の額(以下「事業費」という。)は、1回あたり3,030 円とする。
- 2 利用者の送迎を実施しない場合または第5条第1項第1号アに定める者がプログラムの実施を行わない場合は、前項の事業費から各500円を減額し、減額した額を前項の事業費とする。

(受託法人等に対する委託料)

- 第9条 市長は、この事業を実施する受託法人等に対し、前条の事業費から次条 の利用者負担額を差し引いた額に利用回数を乗じた額を委託料として支払う。 ただし、みなし2号対象者の利用に係る委託料は、生活保護の介護扶助から支払いを行う。
- 2 第1項の委託料の支払を受けようとする受託法人等は、市長に当月分の委託 料に係る請求書を翌月10日までに提出しなければならない。提出期限までに 請求書の提出を受けた市長は、請求内容を確認し適正である場合、請求書を受 理した日の属する月の末日までに業務委託料を支払うものとする。ただし、特 別な理由がある場合は、この限りではない。
- 3 市長は、法、施行規則、その他関係法令、総合事業実施要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により第1項の委託料の支払を受けた者があるときは、当該委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(利用者負担)

- 第10条 事業費に係る利用者負担額は、事業費の10%とする。
- 2 前項に規定する利用者負担額のほか、材料費等については利用者の実費負担 とする。
- 3 この事業の利用者は、前2項の利用者負担額を利用するごと又は1月ごとに 受託法人等に支払わなければならない。

(受託法人等の責務)

- 第11条 受託法人等は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。
- 2 受託法人等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画を作成する。

- 3 受託法人等は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行 わなければならない。
- 4 受託法人等は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 5 受託法人等は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければな らない。
- 6 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受 託法人等が責任をもって対処しなければならない。
- 7 受託法人等は、事業の主旨に則り事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域 の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならな い。
- 8 受託法人等は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに、 従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 9 受託法人等は、地域包括支援センター又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 10 受託法人等は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者か否かを確かめるものとする。
- 11 受託法人等が事業を廃止又は休止しようとする場合は、施行規則第140 条の62の3第2項第4号及び第5号の基準に従い、市長への届出及び関係者 との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(利用者の責務)

- 第12条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受 託法人等に連絡しなければならない。
- 2 利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければ ならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託法人等は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第14条 受託法人等は、外部に事業の再委託を行うことはできない。

(関係機関との連携)

第15条 市長、地域包括支援センター及び受託法人等は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図る。また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図る。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、事業の実施は平成29年4月1 日からとする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症に対応する為、かかり増し経費が必要となること等を踏まえ、令和3年4月1日か9月30日までの間、基本報酬に 0.1% 上乗せをする。